

一般競争入札 福島県郡山合同庁舎物品廃棄マネジメント業務委託

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。「以下「財務規則」という。)及び福島県郡山合同庁舎物品廃棄マネジメント業務委託に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者)

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 福島県郡山合同庁舎物品廃棄マネジメント業務委託
- (2) 業務内容 福島県郡山合同庁舎物品廃棄マネジメント業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 一般貨物自動車運送事業許可を有する者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMIS(ISO/IEC27001(JISQ27001))の認証を受けている者であること。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から過去3年以内に、福島県において本公告の仕様に合致した業務又は本業務と同種の業務を、元請けとして複数回良

好に履行した実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記の5(1)に示す場所に提出し当該資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分注意すること。

ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書(様式2)

イ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類(履歴事項全部証明書、法人登記簿謄本等など。但し発行後3か月以内のもの。写し可)

ウ 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し

エ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証する書類の写し

オ 同種業務履行実績調書(様式任意)

本件公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種業務についての履行実績(業務年度、業務実施時期、業務内容、契約金額、業務期間等)が明示されていること。また、当該調書に記載した業務の契約書・仕様書の写しを添付すること。

カ 役員一覧(様式3)

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項、仕様書、入札説明書等の交付場所及び期間

ア 場所 郵便番号960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

F A X 024-521-7812

イ 期間 令和8年1月30日(金)～令和8年2月20日(金)の各日

午前9時から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。

ウ 配布図書 入札説明書、仕様書、契約書(案)及び仕様書添付資料(庁舎別想定廃棄物量一覧、現状図、概略工程表)を配布する。

なお、配布図書については福島県総務課ホームページに掲載する。

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 資格確認申請書等の提出場所及び提出期限

ア 場所 上記 5 (1) アに同じ

イ 期限 令和 8 年 2 月 12 日(木)午後 4 時まで

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便又は簡易書留郵便により行うものとし、提出期限内に必着とする。

ウ 後記 7 (4) において入札保証金の免除を希望する者(過去 2 年間の業務履行実績により免除申請を行う場合)は、様式 7、様式 8 及び添付資料を併せて提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 2 月 24 日(火) 午前 11 時 00 分

イ 場所 福島県庁本庁舎 1 階 本 176 会議室(福島県福島市杉妻町 2 番 16 号)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式 4)に必要とする事項を記載し、上記 5 (4) に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式 5)の写し

イ 委任状(様式 6)※代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金納付免除関係書類(様式 7)(入札保証保険により免除申請を行う場合。)

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに入札金額（消費税及び地方消費税含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する。小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を入札時に提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、5（3）に掲げる期日までに、以下の書類を5（1）に示す場所に提出すること。

- ア 入札保証金納付免除申請書（様式7）
- イ 履行実績証明書（様式8。4（1）オの「同種業務履行実績調書」（任意様式）とは別である。）ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、5（3）に掲げる期日までに、福島県総務部施設管理課に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（様式7）及び入札保証証券原本を入札時に提出するものとする。（証券原本は返却しないので留意すること）
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を5（3）に掲げる日までに上記5（1）に記載する連絡先へ申し出ること。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5（4）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6（3）で指定する書類の確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した人札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式4）に必要事項を記

載して提出すること。

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、競争入札仕様書等に関する質問書（様式9）により、令和8年1月30日（金）から令和8年2月5日（木）午後4時までに発注者に説明を求めることができる。
発注者は、福島県のホームページの総務部入札情報に一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式9）を掲載する方法により令和8年2月9日（月）までに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができる。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換

え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付(免除)手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書を含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消しがある。

16 契約条項

別紙「業務委託契約書(案)」及び財務規則による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、施設管理課(shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp)宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

18 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退す

る場合には、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記3の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配付

19 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

F A X 024-521-7812

別 記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 (略)

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

(担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第169条 保証金その他の担保にあてができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
|------------|------|

- | | |
|-----------------------|------------|
| (2) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| (4) 特別の法律により法人の発行する債券 | 時価の10分の8 |
| (5) 知事が確実であると認める社債券 | 時価の10分の8 |
- 2 記名証券を保証金その他の担保にあてる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。
- 3 登録社債等を保証金その他の担保にあてる場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）により登録をさせ、登録済証を徴さなければならない。